

令和 3 年 9 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和 3 年 9 月 14 日 午後 2 時 10 分
閉 会 令和 3 年 9 月 14 日 午後 3 時 55 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員
安 岡 委 員 藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

木 上 教 育 次 長 山 本 教 育 監
大 路 管 理 部 長 吉 村 指 導 部 長
石 泽 総 務 企 画 課 長 澤 浦 学 校 教 育 課 長
芝 崎 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長 岡 総 務 企 画 課 主 壱

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

8月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第29号議案 令和3年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和3年9月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案2件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

まず、令和3年度京都府一般会計補正予算（第13号）から報告する。

今回の歳出補正予算の補正額は1億2,600万円で、文化財保護費として計上している。

同補正予算の主要事項は歴史的建造物等保存伝承事業費で、財源としては全額諸収入である。

同事業については、国庫補助事業で行われ、国宝、重要文化財等の保存修理を文化財所有者からの受託により実施しており、今回新たに国庫補助金の追加決定がされる見込みとなり、平野神社、清風荘、八坂神社の事業を追加実施するものである。

また、国庫補助金は直接所有者に交付され、その国庫補助金と所有者の自己負担を踏まえ、京都府に修理の依頼が行われるものであり、こうしたことから京都府の予算の財源は諸収入として計上している。

次は、財産取得の件である。

府立高校における1人1台タブレット端末導入にあたっては、私物の端末を使用するBYOD方式としているが、年収250万円未満の低所得世帯については、希望により端末の貸出を受けることも可能としており、令和2年度2月補正で措置された予算を活用し、当該貸出用の端末を整備するものである。

当該端末の調達は、財産取得として取り扱われ、契約見込額が7,000万円以上の場合は議会の議決に付す必要があると京都府財産条例で規定されており、今回議決に付すものである。

【質疑応答】

○ 安岡委員

今回のタブレット端末一式の取得価格は2億4,467万円余と計上されているが、タブレット等の端末は何年ぐらいでの更新を考えているのか。

○ 石澤総務企画課長

現時点では何年とは決めていないが、今後の仕様の変更、また、それぞれの端末についても日進月歩で中身が変わっていくため、状況に応じて更新をかけていくことになる。

○ 橋本教育長

通常は5年ぐらいと言われるが、一方で当該予算は国が措置しており、今後は国の措置次第というところがある。

イ 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

○ 前回、8月23日の教育委員会では、京都府の緊急事態宣言が9月12日までの間、発出されることを報告したが、その後、9月9日には、同宣言が9月30日まで延長されることとなり、これまでの緊急事態措置を継続して実施することとなった。

京都府の1日当たりの新規感染者は、8月26日に過去最多の604人であったが、その後は減少傾向で、9月3日から9日までの7日間平均は331人で、昨日は99人であった。

緊急事態措置の概要については、対象区域は京都府全域、対象期間は8月20日から9月30日までの間、実施内容は外出の自粛等、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等、職場への出勤等事業者への要請、公共交通機関等への働きかけの5点である。

同措置における中学校・高等学校等への要請としては、各学校の実態を踏まえた上で通学時等の密を避けること、クラブ活動にあっては、原則、自校生徒で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等、感染防止対策を徹底することが引き続き要請された。

続いて、府における保育所・学校等での感染拡大防止対策として、感染拡大地域における保育所・学校等での検査の迅速化については、陽性者が発生した保育所・学校等に対する疫学調査及び接触者等への検査を迅速に行うことで当該施設でのクラスターの発生を防ぎ、保健所と市町村・保育所・学校等が連携して接触者を特定し、唾液検体採取キットを保育所・学校等に配付するとともに、職員・児童を対象とした検査を実施できるように調整されている。

また、保育所等が行う感染予防対策への支援として、1施設当たり10～20万円の経費を補助することとなった。

続いて、府における新型コロナワクチン接種の推進では、京都府の実施するワクチン接種対象が40歳以上から16歳以上に拡大され、また、大学受験生の接種の優先予約として専用枠とコールセンターを設置し、市町村に対して大学受験生が確実に接種できる体制の整備を依頼している。

次は、府立学校の対応について報告する。

8月26日に各府立学校長宛て発出した通知では、前回報告した8月19日付けの通知を踏襲し、時差登校、短縮授業、半日授業等の対策を行うことなど、引き続き学校教育活動に制限を加え、授業以外の活動は原則実施しないこととしている。

その中で部活動については、知事からの要請に更に制限を加え、公式な全国

・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等への参加、また、同大会に参加する生徒の大会初日の4週間前からの活動を除いて、行わないこととしている。

さらには、オンラインを活用した学習が実施できるようにすることのほか、感染症対策を一層強化するため、基本的な感染症対策を徹底すること、不要不急の外出や友人等との会食を避けること、児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合や同居の家族に同様の症状等がある場合は登校させないこと、また、新型コロナウイルスワクチン接種についても、正しい知識に基づいた上で接種を検討するように指導することなども合わせて通知した。

続いて、8月31日には、文部科学省が作成したガイドラインに準じて、府立学校における児童生徒等や教職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを各学校長宛てに通知した。

同ガイドラインは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、かつ保健所の業務が逼迫している地域において、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめたものである。

学級閉鎖の基準については、①同一の学級において複数の感染者が判明した場合、②感染者が1名であっても、同一の学級において未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合、③1名の感染者が判明し、同一の学級において複数の濃厚接触者が存在する場合、④その他、府教育委員会で必要と判断した場合のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施することとしている。

学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

講座内で感染が広がっている可能性が高い場合は、講座を構成する学級を閉鎖することもある。

学年・学部閉鎖については、複数の学級を閉鎖するなど、学年・学部内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年・学部閉鎖を実施する。

学校全体の臨時休業については、複数の学年・学部を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

2学期始業以降、府立学校では学年閉鎖の学校はないが、学級閉鎖を実施した学校は6校、学校全体の臨時休業となった学校は1校となっている。

9月9日には、対応期間を9月12日までとしていた8月26日付けの通知を9月30日まで延長するとした通知を発出した。

なお、市町教育委員会に対しては、府立学校の対応を示しながら、引き続き感染防止対策の徹底をお願いしているところである。

府立学校における児童生徒の感染者数については、6月9人、7月25人、8月300人、9月は昨日までで54人である。

小中学校の感染者数については、報告にタイムラグがあるが、6月11人、7月39人、8月343人、9月は昨日までで58人と報告を受けている。

府教育委員会としては、京都府の新規感染者数は児童生徒の感染者数を含め、現在は減少傾向であり、少し先が見えてきたように感じているが、その中で子どもたちの教育活動を保障するため、できる限りの感染防止対策を徹底しながら、感染状況を注視し、今後、少しずつ制限を緩和して通常の学校生活に戻していきたい考えである。

【質疑応答】

○ 小畠委員

資料3の保育所・学校等での感染拡大防止対策については、京都府における方針の中で、府教育委員会としての方針を更に示したということか。

○ 橋本教育長

この資料は、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料であり、京都府としての方針である。

○ 小畠委員

感染拡大地域における保育所・学校等での検査の迅速化の中で、保健所と市町村・保健所・学校等が連携して接触者を特定、唾液検体採取キットを保育所・学校等に配付して児童等を対象とした検査を実施と記載されているが、具体的にはこのガイドラインに記載された濃厚接触者の候補や濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補など、このあたりに該当する方を特定して検査を迅速に実施するということか。

○ 橋本教育長

保健所が疫学調査等をできない状態になれば、感染拡大地域においては、ガイドラインにあるように濃厚接触者等を特定するとともに、唾液検体採取キットを学校等に配布し、職員・児童生徒等を対象とした検査を迅速に行い、陽性又は陰性の結果が速やかに判るようにしていくものである。

府内において、感染が急激に拡大して保健所の機能が十分に果たせなかつたところがあったため、そういうことを踏まえての感染拡大地域における対応である。

○ 小畠委員

同対策における迅速な検査を行う場合の対象者が数百人となった場合などに備えた唾液検体採取キットは準備されているのか。

○ 山本教育監

具体的な中身はまだ調整中のようである。

疫学調査が進まない状況のときに、クラスターの発生を防止するため、濃厚接触者等を迅速に検査できるようにするものである。

○ 小畠委員

ガイドラインの学級閉鎖の基準では、「同一の学級において複数の感染者が判明した場合」や「感染者が1人であっても、同一の学級において未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合」など学級閉鎖を実施すると記載されておりとても良い事だと思う。

例えば、同一学級で複数の感染者が判明すれば、学級全員の検査を行う必要があり、検査キットも人数分必要となるが、そうした場合の検査キットは京都府が準備するのか。

○ 橋本教育長

同対策は、保健所の手が回らない場合の代わりとして民間事業所への委託検査を想定している。

実際に幾つかの学校において学級全体の検査を行っているが、濃厚接触者として検査される者はその一部である。

一方、現在、新規感染者が減少傾向で保健所の機能も回復しつつあり、こう

といった厳しい事態の想定は空振りになるかもしれないと思っている。

○ 小畠委員

いずれにしても、早めに接触者等を検査することが、感染拡大を抑えることにつながるので、学校、幼稚園及び保育所での検査の拡充は大事であり、是非ともよろしくお願ひしたい。

もう一点は、小中学校のオンライン授業について、一部新聞等では6割ぐらいができるようになったと報道されているが、京都市立学校を除く府内の公立小中学校では、何パーセントぐらいの学校ができるようになっているのか。

○ 橋本教育長

具体的な割合は分からぬが、第1学期において、一部早いところでは持ち帰りを始めており、夏季休業中に実施した市もある。

また、多くの小中学校では、第1学期のうちに持ち帰りのルールを策定し、それに沿って持ち帰りを始めることが家庭とのオンライン授業を実現する必要な手立てとなるため、第2学期から持ち帰りを始めているという状況である。

さらには、コロナ禍の厳しい状況下において、大山崎町がオンラインによる学習を実施した。

一方、府立学校においては、学校全体が臨時休業となった学校が1校あり、その学校ではオンラインによる双方向のフルタイムの学習を3日間実施した実績がある。

○ 小畠委員

濃淡はあるが、端末は行き渡り、教員もある程度は使いこなしているという状況と理解した。

○ 藤本委員

私立幼稚園に対しては文部科学省から簡易キット送付の通知があった。

まだキット自体は届いていないが、追加要請も可能のようであり、教育長のご意見のとおり、有事に備えて整備しておくことは大事と思う。

一方でキットによる検査は本人が実施することであるが、幼稚園には看護師もいないし養護教諭もほとんどないため、そういう面の課題はある。長い目で見れば、今後は幼稚園や保育園の現場でも簡易的な検査を行うことは必要となるため、徐々にそういう体制に整えていくことが必要だと思う。

次に、先ほどの報告における児童生徒の感染者数では、夏季休業中の8月の感染者数が大変多く、学校内では意外と感染していないようであり、家庭等での感染が多いように思う。

そういう意味では、学校は感染予防の努力を行い、一定の成果が数字で表れていると思う。これを更に強化し、予防や感染拡大防止対策をより改善していくことが必要である。

その点で言えば、各学校宛てに対応等を文書で通知するだけでなく、感染予防で注意すべきことがより分かりやすく、児童生徒等に対応等がより浸透するようなイラストを配布して注意を促すなど、そうした工夫も必要ではないかと思う。

また、学校においては、どういう状況でクラスターが起きているのか、ある程度原因が分かっていることに関しては、個人情報の取扱いを守りながら、部活動が危ないという抽象的な表現だけでなく、部活動のどの場面が危ないのか具体的な注意点を分かりやすいイラスト等で示していけばどうか。

次は、ワクチンの接種の件である。

家庭に帰れば、マスクを着用しない場合が多く、感染防止にはワクチンが有効と思うが、接種が推進される中、接種した人と接種をしない人の差が出てきて、学校の職員室内でも暗黙の圧力みたいなものがあると思う。

接種については、体質的なアレルギー等で接種できない人もおり、強制があってはいけない。

児童生徒はもちろん、教職員に対しても接種が推進される中、十分な人権的な配慮が必要であり、認識されていると思うが、重ねてそのあたりの配慮をお願いする。

○ 鈴鹿委員

オンライン授業は、進捗しているということであり、これを活用していくということは、コロナ禍における対策だけでなく、今後、災害等大きな事案が発生した場合にも活用でき、便利なものと思っている。

そこで、オンライン授業の場合の出欠扱いについて伺いたい。

夏期休業明けにおける周囲の方々の話によれば、「特に症状があるわけではないが、感染者数が多い状況下で学校に行かせるのは不安」又は「電車通学が不安」ということで、子どもを登校させず、自主的に欠席されているご家庭もあると聞いた。

そうした中、自主的に欠席されているご家庭の保護者が心配されていることは、学校の内申点や出欠扱いがどのようにになっているのかということだった。

濃厚接触等で学校に登校できない場合はもちろん出席扱いであるが、自主的に欠席してオンライン授業を受けた場合はどうなるのか。また、そうした場合のガイドラインがあるのか。それとも、その扱いは学校それぞれに任せているのか伺いたい。

○ 澤浦学校教育課長

コロナ禍の状況では、不安があつて自主休校してオンライン授業を受けた場合は、出席、欠席のどちらにもしないオンラインを活用した特例の授業という扱いになる。こうした取扱いは文科省から通知されている。

○ 鈴鹿委員

先ほどのイラスト配布の件であるが、私もご意見に同意である。

児童生徒等に対し、分かりやすいイラストで注意喚起するのは良いアイデアであり、児童生徒の学校以外の活動に対しても、こうしたアイデアを取り入れてはどうか。

学校内での感染の抑え込みは、私も教職員による努力の成果と思っており、こうした中で学校以外の活動で感染して家庭や学校に持ち込むようなことがあっては、その努力も報われない。

受験生等は学習塾に通うなど、学校以外でも集団活動することがあり、こうした所においても学校と同様に気を付けるよう、イラスト等で注意喚起してはどうか。

また、P33にはワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、接種を検討するように指導することと記載されており、体質的に接種できない方々を除き、漠然と発熱等の副反応が怖いと思っている方々に対しては、接種すれば、リスクが減るということを丁寧に説明する必要もあると思う。

○ 橋本教育長

ご指摘いただいたことは、学校においてかなりの部分を実践しており、それぞれのご指摘が大切なことと認識をしている。

第2学期が始業し、当初は通常の授業で感染が拡大しないかと心配していたが、リスクの高い活動を止めていることもあり、2週間が経過した今も感染は抑えられ、委員ご意見のとおり、学校は感染拡大防止対策にかなり気を遣っており、その点では大きな不安を感じる必要はないと認識している。

しかしながら、8月の部活動、また、その前後のいろんな場面で広がったようなケースも多く、その辺りに関する今後の動向を注視しながら、どのように緩和の方向に持っていくか慎重に考えていくべきだ。

ウ 令和3年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について

【山本教育監の報告】

○ 最初に京都府いじめ調査の概要について説明する。

調査の目的は、京都府いじめ防止基本方針に基づき、いじめはどの子どもにも、また、どの学校にも発生することと捉え、児童生徒の「嫌な思いをした」ことを幅広く丁寧に把握し、いじめの未然防止・早期対応につなげるため、平成25年度から本調査を実施しているものである。

調査対象は、京都市立学校を除く府内の全公立小学校、中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校の児童生徒としている。

調査方法は、全ての児童生徒にアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施。ただし、小学校低学年、特別支援学校の児童生徒及び長期欠席者については、家庭訪問等による調査も可能としている。

調査の実施は、年度内に2回の調査を学校の実情に応じた適切な時期に実施することとしており、基本は1学期の調査を1回目、2学期の調査を2回目として実施している。

結果の集計は、認知したいじめについて、解消・未解消・重大事態の項目別に集計し、未解消をさらに、見守り、要支援、要指導の3段階に分けている。

重大事態については、いじめ防止対策推進法第28条第1項には、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの」とされ、同項第2号については、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの」とされている。

また、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、報告、調査等にあたることとしている。

まず、小中学校の調査結果から報告する。

調査数は、小中学校数294校、在籍者数87,357人のうち、86,825人在籍者数の99.4%である。

小学校においては、いじめとして認知された件数は9,108件で、調査数57,575人の15.8%である。

この結果は、一斉臨時休業が実施された前年度1回目の7,912件より1,196件増加となっているが、一昨年度1回目の11,086件より1,978件の減少となっている。

そのうち、解消件数は262件で認知件数の2.9%、未解消は見守り6,325件、要支援1,183件、要指導1,338件、重大事態の認知はなかった。

中学校においては、認知件数954件で調査数29,250人の3.3%であった。

この結果についても、前年度1回目の742件より212件増加となっているが、一昨年度1回目の1,170件より216件の減少となっている。

そのうち、解消件数は45件で認知件数の4.7%、未解消は見守り651件、要支援145件、要指導113件、重大事態の認知はなかった。

いじめの様子は、小中学校とも前年度同様、一番多いのが「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる」で、小学校4,999件、中学校615件であった。

次に多いのが「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」であり、小学校2,377件、中学校168件であった。

前年度1回目調査では、一斉臨時休業の影響により、中学校で「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる」が増加していたが、今年度の1回目調査では例年と同様の傾向を示している。

未調査数は、532人で全体の0.6%である。

未調査数の内訳は、小学校が273人、前回調査に引き続き未調査となっている児童数は172人となっている。中学校は259人で、前回調査に引き続き未調査の生徒は74人となっている。

小学校の未調査者273人の主な理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が163人で59.7%、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」が66人で24.2%、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が、28人で10.3%である。

中学校の未調査者259人の主な理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が100人で38.6%、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」が95人で36.7%、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が45人で17.4%である。

その他の3名についての理由は「外国にルーツがあり、登校がままならず、学校と本人・家庭とのコミュニケーションが円滑にできていない状況にある」等である。

続いて、府立高等学校及び特別支援学校の調査結果について報告する。

高校の調査数は、在籍数29,764人のうち、29,696人在籍者数の99.8%であった。

特別支援学校の調査数は、在籍者数1,704人のうち、1,699人で在籍者数の99.7%であった。

高校における全日制課程の認知件数は183件、定時制課程は29件で、通信制課程については3件であった。

そのうち、解消件数は8件で認知件数の3.7%、未解消は見守り106件、要支援67件、要指導34件であった。

特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部併せて認知件数は91件、解消件数は4件で認知件数の4.4%、未解消は見守りが45件、要支援21件、要

指導21件であった。

重大事態については、高校全日制課程で1件認知している。

学級内において「ひやかしやからかい、嫌なことを言われる」旨のいじめの訴えを学校が認知し、その後、被害生徒・保護者から重大事態である旨の申出を受け、重大事態が発生したものとして対応している。

学校では、この間、被害生徒への支援、学校いじめ対策組織での調査をしましたが、今後は、第三者委員会を立ち上げ、調査を実施する方向で被害生徒及び同保護者と話し合いを行っているところである。

いじめの態様は、高校では、全日制・定時制・通信制を合わせ、1番多いのが「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が138件、次が「その他」32件で、具体的には「他の生徒に向けての発言を聞いて嫌な気分になった」等である。続いて「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる」27件であった。

特別支援学校においては、1番多いのが「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる」が40件、次に多いのが「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」17件であった。

未調査数は、高校全日制課程59人、定時制9人、特別支援学校5人である。

その理由としては、高校全日制課程では、様々な理由で長期欠席や不登校となっている生徒に関して「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が19人で32.2%、次に「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が17人で28.8%、「進路変更（転学・退学）の手続き中である」が9人で15.3%である。

特別支援学校においては、「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が3人、「その他」が1人である。その他の具体的な状況としては「保護者が訪問を受け入れてくれないため」である。

今のいじめの背景には、新型コロナウイルス感染症対策が長期化し、それが子どもたちのさまざまなストレスの要因になっていることも考えられ、調査により把握できたいじめ事案に対する丁寧な対応を実施するとともに、調査では把握できていないいじめも存在する可能性があり、今後も日々危機意識を持って児童生徒の指導に当たっていく考えである。

2学期以降も、各学校や、市町村教育委員会、家庭、地域と連携して対応を進めていきたい。

○ 次に、府立学校におけるいじめの重大事態に係る再調査結果について報告する。

本事案の再調査結果については、本年6月府議会において文化スポーツ部から報告が行われ、配付資料については、京都府文化スポーツ部のホームページにも公開されている。

なお、同報告書は、被害者側の生徒A及び同保護者が学校名や個人名等を特定されないことを希望されており、学校や個人等が特定されないように記載されている。

まず、本事案の概要については、平成29年10月の昼休み、公立学校において、生徒Aが教室内に突然入ってきた生徒Bに腕を掴まれ、連れ出されたことにより怪我を負い、被害者側が学校及び府教育委員会にいじめを訴えたもので

ある。

令和元年7月から第三者調査組織である学校調査委員会が調査を開始したが、本件行為の評価が不合理であり、生徒本人への聞き取りが行われなかつたこと、学校・府教委の対応が不誠実であったことから、被害生徒から調査結果を不服として府に再調査を求め、今回の京都府いじめ調査委員会による再調査が実施されたものである。

調査委員会の再調査による本件行為のいじめ該当性の判断については、生徒Aは、生徒Bが突然入室してきたことにびっくりし、本件行為により生徒Aは痛みを感じ、今でも生徒Bのことを思い出すとつらい気持ちになるとのことであり、本件行為により生徒Aは心身に苦痛を感じていたものであり、いじめ防止対策推進法第2条第1項に定めるいじめに該当すると判断されている。

調査委員会による本件行為の重大事態該当性の判断については、生徒Aが病院に通院したのは一度に留まる上、保健室での対処も湿布のはり替えのみであり、また、生徒Aは本件行為の翌日は欠席しているが、その翌日は通学を再開しており、さらには、診断書はあるものの、後遺障害が残存しているといった所見はなく、また、希死念慮も認められない上、自傷行為に及ぶ事実も見受けられず、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び同項2号に定める重大事態に該当するとまではいふことはできないと結論づけられている。

次に、調査委員会により、本件事案に関する本件学校及び府教育委員会の対応についての評価と提言について報告する。

学校の対応についての評価は、このような問題の初期対応には困難が伴うところがあるが、生徒A保護者に対し、拒絶的な対応に終始するのではなく、事実関係の調査を行う必要があることを丁寧に説明し、対応すべきであった。また、いじめと認識し、スクールカウンセラーが出席した校内いじめ対策委員会を開催したことは評価するが、警察に被害届が提出されたとしても、いじめに該当するか否かの判断が警察によってなされるものではなく、いじめの問題については、学校が主体的に調査し、対応方針を決定すべきであった旨の評価がされている。

学校への提言は、学校内部における取組の整備として、いじめに対する認識を深め、いじめの基本的な問題への対策のあり方を学ぶ研修等を強化、被害者及び加害者側への対応、対策委員会の開催、スクールカウンセラー等の外部組織への報告・相談等を誰が行うのか学校内の役割分担を明確化、学校内のいじめ対策委員会における議論の充実、さらには、外部専門家と連携したスクールカウンセラー、スクールロイヤーの活用等が提言されている。

府教育委員会の対応についての評価は2点である。

1点目は、教育委員会は学校から報告を受けているものの、学校の対応状況を具体的に確認した様子が窺えず、そのために学校に対する適切な助言を行うこともできなかつたと指摘されている。

2点目は、速やかに第三者委員会を設置しなかつたことである。

本事案について京都府いじめ防止対策推進委員会に報告されたのは、保護者の重大事態として調査を求める旨を表明してから少なくとも約1年3ヶ月が経過していた。

この点に関しては、被害生徒及び保護者の意を汲み、素早く調査委員会を立ち上げるべきであり、被害生徒に嫌な思いを長期にわたって抱かせた事に対し

、反省すべき点として真摯に受け止め、お詫び申し上げたい。今後このような事がないよう改めていじめ対応について共通理解を図ると共に、次に説明する提言を踏まえた対応を、しっかりと進めていきたいと考えている。

府教育委員会へは、手順の明確化とルール化、記録の作成と保存、スクールカウンセラーとスクールロイヤーの整備と周知が提言されている。

府教育委員会では、これらの提言を真摯に受け止め、令和3年3月に改定した教員によるいじめ対応ハンドブックを活用して、学校内研修の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて校長のリーダーシップの下、組織的な対応を行うよう学校に徹底した。

また、いじめ事案への対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家が学校内いじめ対策委員会に参加の上、専門家の助言により適切に対応するよう学校に徹底した。

府教育委員会においては、いじめ重大事態が発生した場合の対応窓口について、学校種別ごとに再度明確化を図り、対応についてのマニュアル化を進めている。

続いて、配付資料のとおり被害生徒保護者から知事宛てのいじめ調査委員会による調査結果についての所見が出されており、同所見について報告する。

所見の中で、いじめと認定された点は保護者及び被害者本人の主張が認められたこととして評価できるが、重大事態として認定されないのは誠に遺憾であるとの意見が述べられている。

また、教育委員会に対する要望が4点述べられており、この点については、被害生徒保護者にその趣旨を確認しながら、再調査結果を真摯に受けとめ、当方の考えを説明し、対応してまいりたい。

【質疑応答】

○ 小畠委員

第三者委員会である京都府いじめ調査委員会から客観的な調査報告書が出され、幾つかの指摘もあり、府教育委員会としては、再発防止策として具体的にどういうことを行うのか。

○ 山本教育監

調査報告書を受け、本年3月には、教員用のいじめ対応ハンドブックを改定し、日常の中で発生するそれぞれの事案への対応について、同ハンドブックに分かりやすく記載し、全教員がしっかりといじめを理解して対応することを再徹底するとともに、外部専門家との連携として、事案発生時に学校内だけで対応するのではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールロイヤーの助言も受けながら対応することも再徹底する。

○ 小畠委員

報告書の学校の対応についての評価の中で、学校は保護者からのいじめである旨の指摘を認識後、すぐにスクールカウンセラーも出席した校内いじめ対策委員会を学校内部で開催したことは評価できる旨が記載されているが、いじめ問題が起こったときは、そうした委員会を立ち上げ、事実関係を確認して対応等を考えていくというルールがあるのか。

○ 山本教育監

校内いじめ対策委員会は、基本的に常時設置された委員会であり、何か気に

なることがあれば、全教員が共通認識を持ち、組織的に対応していくという定期的に開催される委員会である。

○ 小畠委員

いじめ対策委員会の構成員は、主として学校内の教員となっており、外部から助言する専門家が必ずしも入っていなかったため、それを入れていこうということなのか。

○ 山本教育監

従来からも外部の専門家も構成員として入っているが、毎回出席される訳ではないので、しっかりと活用しようということである。

○ 橋本教育長

いじめ防止対策推進法制定以前は、一つの生徒指導事案のように捉え、生徒指導主任を中心とした生徒指導グループの中で対応していたが、法律制定後は学校内で組織的な対応を進めるために、こうした委員会も設けてしっかりといた対応を行っていくことに変わったが、往々にして学校全体の組織的な対応ができているかどうか、そこに課題があったのではないかと思う。

○ 小畠委員

いじめが発覚、あるいはその予兆が見えた時点で被害生徒は心に傷を負うことになるので、いじめをゼロにするのは難しいと思うが、できるだけいじめが起こらないような教育をどうやって進めたらいいのかを考えていくべきできはいか。

最近思うのは、世の中にはいろんな人がいて、いろんなストレスを感じている人、いろんな悩みを持っている人、いろんな経済的な事情をもっている人、あるいは男と女だけではなくLGBTみたいなものもあるが、そういうものを当然のものとしてお互いがお互いを理解していくという、多様性教育を突き詰めていくと、それが結果的にいじめを減らすことになるのではないか。

昨今、LGBTとかそういう多様性ということを強く言われているので、当然教育の中の真ん中に入ってきていている。そういうことを学校教育の中で一生懸命やっていくことが、いじめができるだけ起こさないようにするために、非常に大事なのではないかと感じている。

○ 橋本教育長

いじめの要因の一つに同調圧力の強さというのがよく指摘されており、みんなと一緒にできない、みんなとは違うということが、いじめのターゲットになりうることもある。

その点では、ご指摘いただいたような多様性、違いを認めることは、いじめを起こさない環境という意味では重要だと思う。

この調査に上がっている小学校のいじめは、本当にちょっと嫌な経験をしたことがあるという程度から幅広く拾うようにしている。そういう多様性を認め合うような教育をする一方で、端緒になるようなところを、この調査で幅広く捉え、本当のいじめに繋がらないようにすることがこれからも重要だと認識している。

○ 藤本委員

対処療法ではなく根幹的な部分の教育というは非常に大事だと思う。

保護者や当該生徒は長い間心を痛めておられ、様々な思いを文章にされているが、個人的にはお願い全てに形式的に答えることは、本当の解決に繋がらな

いと思う。

形式的なことより、本当に今後些細なことであっても、初期の段階でみんながそのことを如何に共有して、必要であれば、関係者以外の第三者が入っていくという体制作りを今回のことから学んで、実際に計画だけではなくて行動に移していくことが、非常に大事と思う。

保護者の方の願いを汲み取りながらしっかりととした対応を検討いただければと思う。

○ 橋本教育長

まさにこういう指摘も踏まえて、これをどういかしていくかである。

今回の調査でも、府立て重大事態が一件上がっているので、指摘を踏まえ、適切な対応をしっかりとやっていこうと思う。

エ 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

【澤浦学校教育課長】

○ 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について報告する。

従来は毎年行われているが、昨年度はコロナの関係で中止であった。

令和3年5月27日に実施し、対象学年は小学校6年生と中学校3年生で、実施教科は、小学校6年生は国語と算数、中学校3年生は国語と数学である。

教科に関する調査以外にも質問紙調査が児童生徒、学校に対して行われ、学習意欲、学習方法や生活の諸側面等について調査している。

平均正答率は京都市含めた数字であるが、京都府の小学校の国語が68、全国64.7、算数が73、全国70.2と小学校は全国平均以上となっており、中学校も京都府の国語が65、全国64.6、数学は57、全国57.2となっている。

京都府は整数值で公表されているので、全国平均より下回っているように見えるが、小数点まで計算すると全国平均以上となる。

順位に一喜一憂するものではないが、小学校国語が5位、京都市を除くと12位、小学校算数が京都府3位、京都市を除くと7位。中学校国語が12位、京都市を除くと11位、中学校数学が17位で、京都市を除くと16位となっている。

全ての教科で平均正答率が全国平均以上であり、昨年度一斉臨時休業があったが、相関は見られなかったと発表されている。

背景には、一斉臨時休業をした後、学校において補習等努力されたので相関は見られなかったのではないかとみなしている。

一斉臨時休業中に勉強について不安を感じた京都府の児童生徒の割合は、全国とほぼ同じでおよそ6割ぐらいであり、臨時休業中に規則正しい生活ができたかあるいは計画的に学習できたかというのは全国と比べるとやや低い傾向があった。

授業におけるICT機器の使用については、昨年度使用している頻度は全国より低かったが今年度は全国より高い傾向があった。

次に、もう少し細かく分析した内容の教科の概要について説明する。

例年同じ傾向を示しているが、全国と比較すると、D層という一番下位の層の割合が低く、平均正答率は全国並かそれを上回っている。

概ねこの傾向は例年変わらず、全国平均の上で安定しているのが京都府の状況である。

さらに細かく見ていくと、全国の傾向と同じではあるが、例えば小学校国語では、読むことの領域が課題、小学校算数では、図形領域に課題、中学校の国語と数学も同じように課題である点は共通している。

全国でも同じように読むことがやや弱いといった傾向が出ているが、図表やグラフを読む際に、どういう文章のどの部分と結びつくのかを明らかにし、文章と図表との関係を捉えて読むことができるよう普段の授業からしっかりと教えることが重要になると思っている。

次に、質問紙調査結果について説明する。

国語、算数、英語について調査しているが、教科の勉強は好きですかという質問に対して、全国に比べると低い傾向がある。特に、小学校より中学校の方があまり好きではないという生徒の割合が増えているという顕著なところが見られる。

ICTの活用について、学校で普段ICT機器を使用しているかという質問に対しては、小学校、中学校ともに全国より高いという傾向が見てとれる。

一方、テレビゲームやスマホとかのゲームを普段行っているかという割合も全国より高い傾向がある。

家庭学習について、小学校の家庭での学習時間は全国と比べてそれほど変わりはないが、中学校では、全くしないや30分未満などの割合が全国よりも多く、休みの日の勉強時間は、全国と比べると少ない傾向がある。

自己有用感については、学力と掛け合わせてみたグラフにしているが、学校に行くのは楽しいと思いますかという質問に対して、肯定的な回答の割合が小学校、中学校ともに全国より低い傾向がある。

自分にはよいところがあると思いますかという質問に対しても、肯定的な回答の割合が、小学校、中学校ともに低くなっています。これを、層毎に並べると、低学力のD層の児童生徒の方が、学校が楽しいと思わないという傾向が見てとれる。これは楽しいと思いますかと聞いたときも良いところがあると思いますかと聞いたときも同じように下位層の方が低いという相関がある。

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について、自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができますかといった質問に対して、肯定的な回答が、小学校、中学校ともに少ない。

課題の解決に向けて自分で考え、自分で取り組んでいましたかという質問についても、学力が低い層になればなるほど、やや低くなるという傾向がある。

新型コロナウイルス感染拡大の影響について、臨時休業をしていた時期に、勉強について不安を感じた児童生徒の割合は、概ね6割であり、全国の傾向とほぼ同じである。

臨時休業中、規則正しい生活を送っていたと回答している割合は、小学校、中学校ともに全国より低い傾向がある。

学校に対する質問では、授業研究や事例研究等の研修など、実践的な研修を行っている割合は、全国と比べて低い傾向にあり、近隣等の中学校（小学校）と授業研究を行うなど、小中学校が合同して研修を行っている割合は、全国と比べて非常に高い傾向がある。何回やったというものではないが、小中が連携するのはよく行っているという意識があるのではないかと思う。

教育局別では、例年と比べて極端な差はない。

概ね全体の傾向としては以上だが、今後この結果を踏まえてどのように取り組んでいくのかが重要になってくる。もう少し細かい分析もできると思うので、分析を続けて、最終的には学校改善支援プランという形で、もう少し課題を細かく書いたものを各学校に送り、教育活動を見直してもらえるようやっていきたいと思う。

また、主体的・対話的で深い学びといった取組について、府教委学校教育課としても、ここ数年、認知能力と非認知能力と両方掛け合わせて、どの学力の層も取り残さないという取組をやってきたが、こういう取組を一部の授業だけではなく、地域全体、どの学校でもやっていくというのをもう少し取り組んでいく必要があると考えている。

【質疑応答】

○ 安岡委員

京都府の児童生徒の学力は全国平均より上に位置しているのが分かったが、特に秀でた子を更に延ばすような教育も必要ではないか。京都府として、何か特徴的な取組はあるのか。

○ 澤浦学校教育課長

これからは非認知能力を身に付ける必要がある。現状の取組だと、企業と連携して課題解決型学習に取り組んでおり、そこで的好事例を横に広げていこうなどしながら一步一歩進めていきたい。

○ 安岡委員

認知能力も非認知能力もどちらも育てる必要があると思う。子どもに対して何かできるという体験させて自信を付けてあげるのも大事である。

京都として何か特徴的な部分を伸ばす取組があってもいいのではないかと思う。

○ 藤本委員

中学校に上がると順位が少し下がるのは何故かと思う。この結果を受けてどのように取り組んでいくかが大事である。

国際的に見ても日本人の自己肯定感は低い。全部オールマイティなのは難しいので、自分にとって苦手もあるけど得意もあるというのが自己肯定感に繋がっていくと思う。非認知能力は乳幼児期に養われるため、乳幼児機関との接続が大事である。

この調査には私立学校は含まれているのか。

○ 澤浦学校教育課長

私立学校は含まれていない。

乳幼児期に遊びながら培った能力はその後も残るという結果もある。公立幼稚園だけでなく私立幼稚園や保育所などどの施設に行っていても最終的には小学校に來るので、基盤的な力を養う必要があると思う。

○ 橋本教育長

京都は中学校から私立学校に行く生徒の割合が高いので、その影響が調査に出ているかもしれない。

勉強が好きですかという調査結果については、PISA調査でも日本は低いが、勉強が好きというのが多い国は大抵学力が低いという結果も出ているので、あ

まりこの結果を重要視していない。

それより、自己肯定感に繋がるという点では、自分にはよいところがあると思いませんかという調査結果に関心がある。

(4) 議決事項

ア 第30号議案 令和3年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第4号)

議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

